

## 補助金調書

補助金名	公益財団法人福岡市文化芸術振興財団補助金			担当課 (連絡先)	経済観光文化局文化振興部 文化振興課(TEL711-4969)
交付先	団体	公益財団法人 福岡市文化芸術振興財団		区分	外郭団体等への補助金
交付先決定方法	非公募	(公募の場合) 公募時期			
(公募の場合) 応募要件					
(非公募の場合) 非公募の理由	当該補助事業を行っている団体が限定されているため				
補助開始年度	平成10	年度	経過年数	24	年度
補助金の目的 及び 補助対象事業	<p>目的:本市の文化芸術の振興を図り、もって心豊かな市民生活の実現と、薫り高い文化芸術の創造・発展に寄与すること。</p> <p>対象事業:補助金を交付する対象事業(以下「補助対象事業」という。)は、次に掲げる事業とする。(1)市民文化の振興に関する事業、(2)文化芸術活動者の支援・育成に関する事業、(3)国内外との文化交流の促進に関する事業、(4)文化普及、広報事業の推進に関する事業、(5)福岡市の依頼による文化芸術事業の受託に関する事業、(6)福岡市の依頼による文化施設の管理及び運営の受託に関する事業、(7)その他、市長が必要と認める事業</p>				
補助金の終期	令和6	年度	延長回数	2	回
終期を延長する理由	<p>①文化芸術の振興を図り、もって心豊かな市民生活の実現と、薫り高い文化芸術の創造・発展に寄与するという補助金開始時の目標はまだ達成しておらず、今後とも継続的な取り組みが必要。</p> <p>②財団は、子供向けの鑑賞・体験事業をはじめ、様々なジャンルの公演や市民芸術祭の開催、助成事業の実施など、多様な人々に向け、多彩な文化事業を実施しており、本市の文化振興に大きく寄与していることから、現在においても、必要性・公益性を有している。</p> <p>③当該補助金により、財団は福岡市内で様々な事業を実施することが可能となり、市民が多彩で質の高い文化芸術に触れる機会が確保され、また、市内の文化芸術活動者の支援・育成にも寄与することが期待できる。</p> <p>④財団は、文化芸術の振興に関する事業を行い、もって心豊かな市民生活の実現と、薫り高い文化芸術の創造・発展に寄与することを目的に、市が全額出資し設立した唯一の団体であるため、公平性は保たれている。</p> <p>⑤ 補助金交付が最も効果の高い支出方法である。</p> <p>以上の理由から、補助金の終期を延長するもの。</p>				
交付対象経費及び補助金の算定方法等	その他	【補助対象経費、補助金額の算定方法・考え方】 交付の対象となる経費から当該経費に係る収入を差し引いた額を限度とし、予算の範囲内で交付			
(間接補助の場合) 間接補助とする理由 及び再交付先への配 分基準、審査基準	【間接補助の理由、再交付の配分基準・審査基準】 芸術分野の優れた専門性や将来性を有し、今後の発展が期待される団体・個人による活動を対象に助成・支援する「FFACステップアップ助成プログラム」は、当財団の持つノウハウ及びネットワークを生かして募集・審査・アドバイスをこなすため、間接補助とする。なお、「FFACステップアップ助成プログラム要綱」及び「FFACステップアップ助成プログラム審査基準」に従い補助を行うものとする。				
交付状況等 【上段:交付件数】 【下段:決算】 (※1)	当該年度	前年度	前々年度	前々々年度	
	件	1 件	1 件	1 件	
	97,201 千円	(113,381) 千円	119,917 千円	116,638 千円	
前年度補助事業 の主な実施概要	財団の機能を活かした民間、関係団体等との連携のもと、市民一人ひとりが文化芸術に親しむことができる魅力あるまちづくりを目指して、①市民文化の振興、②文化芸術活動者の支援・育成、③国内外との文化交流の促進、④文化普及、広報事業の推進の4つの柱で事業を展開した。				
補助金交付 による効果	福岡市文化芸術振興財団は、①市民文化の振興、②文化芸術活動者の支援・育成、③国内外との文化交流の促進、④文化普及、広報事業の4つの柱で、参加型事業や鑑賞事業、また文化芸術情報の発信を行い、幅広く福岡市の文化芸術の振興に寄与している。				

※1:金額総額であり、複数の団体等に交付している場合、個々の団体等への交付額等を示すものではありません。なお、当該年度は当初予算額を記載しております。また、前年度決算額について、補助額の確定が未了のものは、交付件数および交付決定額を外数として()書きで記載しております。